

エジプト新社会保険法について

2019年148号

(2020年3月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

カイロ事務所

ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）カイロ事務所が、現地法律事務所 Riad and Riad Law Firm に作成委託し、2020年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Riad and Riad Law Firm は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Riad and Riad Law Firm が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開・人材支援部　ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・カイロ事務所
E-mail：CAR@jetro.go.jp

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a bold, serif font.

エジプト新社会保険法について 2019 年 148 号

2019 年 8 月、新しい社会保険法 2019 年 148 号(以下新法)が制定され、2020 年 1 月より施行された。

新法は 12 章 170 条からなっており、現行の政令・法令は、新法の発行後 6 カ月以内(すなわち 2020 年 2 月 18 日まで)に新法の実施規則(施行細則)が発令されると同時に失効する。ただし 2020 年 3 月 18 日現時点で新法の実施規則は発令されていない。

▶新法の適用範囲(受給対象者区分)

新法は、保険適用の範囲を拡大したことにより“包括的社会保険法”とも呼ばれる。新法の施行により、以下の四つの旧法が撤廃または変更される。

- 被雇用者に対する社会保険法 (1975 年 79 号)
- 雇用主・事業主に対する社会保険法 (1976 年 108 号)
- 在外エジプト人に対する社会保険法 (1978 年 50 号)
- その他の雇用形態の労働者(季節労働者・非正規雇用者など)に対する社会保険法 (1980 年 112 号)

新法により、以下の職種・範疇が社会保険制度の適用対象者となりうる。

- 公務員
- 国営・公営企業勤務者
- 民間企業勤務者
- 雇用主、個人事業主、役員・理事
- 在外エジプト人(任意)
- エジプト在住の非エジプト人労働者
- 非正規雇用者(季節労働者、屋台商人、家内労働従事者など)

※被保険者は 18 才以上、ただし雇用主・事業主は 21 才以上を適用の対象とする。

▶ 新法における保険の種類

新法に拠り、加入者は以下の保険制度の受給資格をもつ。

- 高齢者保険（年金）、障がい者保険、生命保険
- 労災保険
- 健康保険
- 失業保険

▶ 雇用者・被雇用者の社会保険料負担率

各種保険制度	雇用者側負担	被雇用者側負担
高齢者保険（年金）・障がい者保険・生命保険	12%	9%
労災保険	1.5%	なし
健康保険	3.25%	1%
失業保険	1%	なし

上記の負担率および掛金は、被雇用者の社会保険料を算出する際に基準とされる給与等に基づいて計算される。

▶ 新法に規定された、保険料算出に基準とされる“給与等”の定義

新法では、社会保険料を算出する際に基準とされる“給与等”の定義を大幅に変更した。旧法 1975 年 79 号に定められていた“基本給”と“臨時手当”の区別を廃して、一本化し、“所得総額”とした。

新法が定義する所得総額とは、固定給、報奨金、ボーナス、歩合給、時間外労働手当、心付けなど、被雇用者が受取る報酬すべての合計である。

新法が定義する所得総額には、出張費、交通費、会議参加費用、制服代、住居手当、車両手当は含まれない。ただし、上記の特別手当の合計額が所得総額の 25% を超えてはならない。

▶所得総額の上限額と下限額

新法では、社会保険料算出の基準となる所得総額の上限と下限を設定した。

- ・下限額：月収 1,000 エジプトポンド(年収 1 万 2,000 エジプトポンド)
- ・上限額：月収 7,000 エジプトポンド(年収 8 万 4,000 エジプトポンド)

※下限額および上限額は、2021 年 1 月 1 日より 7 年間、毎年 15%ずつ増額となる。

▶その他の条項

以下の規定条項が新法のもとで導入された。

- 年金の増額：新法に拠り、社会保険庁が支払う年金は毎年 6 月に最大 15%まで増額されることとする。
- 年金受給年齢の変更：新法に拠り、定年（年金受給年齢）が引き上げられる。2032 年までは 60 才、その後は 2040 年まで徐々に 65 才へと上げていく。
- 追加年金：新法では、所得総額が上限額である月収 7,000 エジプトポンド以上で、かつ年金受給額を増やしたい人を対象に任意の追加年金制度を設けることとする。被雇用者は社会保険庁に追加の掛け金を支払い、退職後の年金を増額できる。

▶新法発効にあたっての罰則規定強化

新法では、雇用者・被雇用者・国家公務員を問わず、規定違反の罰則を強化した。課される罰金の額は、違反行為 1 件当たり 1 万エジプトポンドから 2 万エジプトポンドの範囲となった。

さらに、新法は雇用主に対し、社会保険丁窓口への正確な雇用者数と正しい雇用者給与等支給額の開示を義務付けている。新法のもと、社会保険庁は被雇用者の正確な所得額を把握するため、その税務申告書類を閲覧することを認められている。これらの対策は、社会保険庁が、新法に対しての違反行為を防止する目的で取るものである。